

編集発行人 税理士 細見 秀樹  
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400  
お問い合わせメールアドレス: [taxes@hosomi-office.com](mailto:taxes@hosomi-office.com)

## 消費税

### ★ 小規模事業者に係る2割特例が受けられない場合

- Q. インボイスで、小規模事業者に係る2割特例が受けられない場合があるそうですが、そういう場合ですか？
- A. 小規模事業者に係る2割特例は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの各課税期間において、免税事業者が適格請求書発行事業者となる場合に適用することができるのですが、基準期間の課税売上高が1千万円を超える課税期間のほか、以下により事業者免税点制度の適用が制限される課税期間については適用を受けることができません。
- ① 特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例による場合
  - ② 相続・合併・分割があった場合の納税義務の免除の特例による場合
  - ③ 新設法人・特定新規設立法人の納税義務の免除の特例による場合
  - ④ 消費税課税事業者選択届出書を提出して課税事業者となった後2年以内に本則課税で調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合において、消費税課税事業者選択不適用届出書の提出ができないとき
  - ⑤ 新設法人及び特定新規設立法人の特例の適用を受けた課税期間中に、本則課税で調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合
  - ⑥ 本則課税で高額特定資産の仕入れ等を行った場合

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/202304/pdf/0023002-106.pdf>

### ★ インボイスの登録番号の確認

- Q. 得意先のインボイスの登録番号を効率的に確認するには、どのような方法がありますか？
- A. 得意先のインボイスの登録番号の有効性を効率的に確認する方法には、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」のWeb-API機能又は公表情報ダウンロード機能を利用する、あるいはこれらの機能に対応している会計ソフト等を導入するなどの方法があります。
- ① Web-API機能  
事業者が保有するシステムからインターネットを經由して、簡単なリクエストを送信することで、指定した登録番号で抽出した情報、指定した期間で抽出した更新（差分）情報を取得するための、システム間連携インターフェース（データ授受の方式）が提供されます。
  - ② 公表情報ダウンロード機能

前月末時点に公表されているデータの最新情報が、全件データファイルとして提供されているとともに、新規に適格請求書発行事業者として登録された事業者の情報のほか、公表情報の変更・追加や失効年月日等の情報をダウンロードすることができます。

※ 個人事業者については氏名等の情報を削除して提供されています。

## そ の 他

### ★ 電子帳簿保存法の改正 [0021005-038.pdf \(nta.go.jp\)](https://www.nta.go.jp/0021005-038.pdf)

Q. 電子帳簿保存法が改正されたそうですが、電子帳簿等保存制度ってどんな制度なのですか？

A. 電子帳簿等保存制度とは、帳簿や国税関係書類を、電子データで保存することに関する制度で、3つの制度から成り立っています。

#### ① 電子帳簿等保存【希望者のみ】

パソコン等で作成している帳簿や国税関係書類(会計ソフトで作成した仕訳帳やパソコンで作成した請求書の控え等)は、プリントアウトして保存するのではなく、電子データのまま保存ができます。そして、一定の帳簿を「優良な電子帳簿」の要件を満たして保存している場合には、その電子帳簿に関連する過少申告が判明しても過少申告加算税が5%軽減される措置があります(届出書の提出が必要)

#### ② スキャナ保存【希望者のみ】

決算関係書類を除く国税関係書類(紙の領収書・請求書等)は、スマホやスキャナで読み取った電子データを保存することができます。

#### ③ 電子取引データ保存【事業者すべて】

申告所得税・法人税に関して帳簿・書類の保存義務が課されている者は、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子データを保存しなければなりません。

### ★ 電子帳簿等保存に関する改正

Q. 電子帳簿等保存制度が改正されたそうですが、どんな改正があったのですか？

A. 電子帳簿等保存に関する主な改正事項は、次のとおりです。

#### ① 改正内容

「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」の適用を受ける場合に作成しなければならない帳簿の範囲が、申告所得税・法人税について次のとおり見直されました。なお、優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置とは、一定の範囲の帳簿について、モニター・説明書等を備え付けるなどの電子帳簿として保存するための要件に加えて、①訂正削除履歴の保存、②帳簿間の相互関連性③日付・金額・相手方による検索機能の3要件を全て備えて保存している場合には、後にその電子帳簿に関連する過少申告が判明しても過少申告加算税が5%軽減される措置です(届け出が必要)。

#### 【帳簿の範囲】

仕訳帳、総勘定元帳、売上その他収入に関する事項、仕入れその他経費に関する事項、売掛金に関する事項、買掛金に関する事項、手形上の債権債務に関する事項、有価証券に関する事項、繰延資産に関する事項

## ② 改正時期

この改正は、令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。

## ★ 電子取引データ保存に関する改正

Q. 電子帳簿保存法が改正され、電子取引データ保存制度も改正があったとか。どのような改正ですか？

A. 電子帳簿保存法が改正され、電子取引データ保存制度も次のように改正されました。令和6年以後のスキヤナ保存に適用されます。

### ① 検索機能の全てが不要となる対象者

税務調査等の際に電子データをダウンロードできるようにしている場合の検索機能の全てが不要となる措置について、次のとおり対象者が見直されました。

イ. 検索機能が不要とされる対象者の範囲が、基準期間(2課税年度前)の売上高が「1,000万円以下」の保存義務者から「5,000万円以下」の保存義務者に拡大されました。

ロ. 対象者に「電子取引データをプリントアウトした書面を、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理した状態で提示・提出することができるようにしている保存義務者」が追加されました。

### ② 猶予措置

令和4年度税制改正で措置された宥恕措置は、適用期限(令和5年12月31日)をもって廃止され、一定の要件を満たしている場合には、改ざん防止や検索機能など保存時に満たすべき要件に沿った対応は不要となり、電子取引データを単に保存しておくことができることとされました。

## ★ スキヤナ保存に関する改正

Q. 電子帳簿保存法が改正され、スキヤナ保存制度も改正があったとか。どのような改正ですか？

A. 電子帳簿保存法が改正され、スキヤナ保存制度も次のように改正されました。令和6年以後のスキヤナ保存に適用されます。

### ① 解像度・階調・大きさの保存要件

国税関係書類をスキヤナで読み取った際の解像度・階調・大きさに関する情報の保存を必要とする要件が廃止されました。

なお、これらの情報を保存しておくことは不要となりましたが、スキヤナで読み取る際に守らなければならない解像度(200dpi以上)や階調(原則としてカラー画像)などの要件自体に変更はありません。

### ② 入力者等情報の確認要件

スキヤナ保存時に記録事項の入力をした者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認できるようにしておくことを求める要件が廃止されました。

### ③ 帳簿との相互関連性の確保が必要な書類

スキヤナで読み取った際に、帳簿と相互にその関連性を確認できるようにしておく必要がある国税関係書類が、「重要書類(契約書・領収書・送り状・納品書等)」に限定されることとなりました。この見直しにより、「一般書類(見積書・注文書等や納品書の写し)」をスキヤナ保存する場合については、相互関連性の確保が不要となりました。